特　記　事　項

物件の交渉申込みにあたり、下記事項を必ずご確認ください。

● 物件概要

〇本物件は、売買物件です。（※本物件は賃貸も可能です。）現状のまま引き渡しとなります。現地を確認の上、交渉を申込みください。

〇電気、水道、ガス等の設備は、物件使用当時のもので、経年劣化により使用が困難又は故障している場合もあります。

〇入居前、入居後に関わらず、建物の経年劣化（老朽化等）により生じた不具合、その他すべてに関する補修は、買主（入居者）の負担となりますので、内覧の際に現地で確認ください。また、売却金額に加え、契約に係る諸費用、租税公課、改修費用などを想定し、お申し込みください。

〇居宅内等の家財は現状渡しとなります。仏壇は売主（所有者）により今後片付け予定です。家財については、写真掲載・内覧時の家財を保証するものではありません。また、引き渡し時に残存する家財については、ご利用いただくか、不要な場合は買主（入居者）において処分してください。

〇雨漏りについては、１か所玄関天井に雨漏り跡があります。

〇白アリ被害については、目視では発見していません。

● 規制区域

〇本物件は以下の規制区域はありません。（にあります。）

【土砂災害特別警戒区域】

規制なし

【土砂災害警戒区域】

規制なし

【洪水浸水想定区域】

規制なし

【土砂災害危険地マップ】

規制なし

● 売買する土地の境界

〇敷地境界に杭は入っていません。

〇境界の確認が必要な場合は、買主（入居者）が隣地の土地所有者と協議のうえ手続きを行ってください。所有権移転後に確定測量を行い、その結果、公簿面積と実測面積の数値が相違してもご了承願います。

●補助金について

〇「和水町空き家バンク活用促進事業補助金」

和水町空き家バンクを利用して取得・賃借した物件の不要物の撤去や改修工事は、町の補助制度（不要物撤去：上限 20 万円、補助率 2/3、改修工事：上限 100 万円、補助率 2/3）が利用できます。

〇「和水町住宅みらい支援補助金」

中古住宅の取得、改修に関する補助金がございます。下記サイトの要綱をご確認ください。

補助制度は、同一物件につき１度のみ利用できます。詳細は、次のホームページをご確認ください。

「和水町移住定住支援サイト」

https://www.town.nagomi.lg.jp/iju/hojyokin/akiyahojyokin/kiji00377/

● 免責事項

〇本物件の売買にあたり、耐震診断、建物状況調査、石綿（アスベスト）使用調査、土壌汚染等の調査は行っておりません。規制以前の建物であるためアスベストが建材等に使用されている可能性があります。解体等を伴う作業の際には事前調査等に基づき適切に行ってください。

〇本物件は建物等を現状のまま売買するものであり、構造耐力及び雨水の侵入防止をはじめとする安全性、居住性を保証するものではありません。

● 浄化槽の管理

◇浄化槽は設置されていません。生活排水及び風呂、し尿を併せて浄化できる合併浄化槽の設置をお勧めします。合併浄化槽の設置については、空き家バンク利用促進補助金とは別に制度があります。

（問い合わせ先）和水町役場　建設課　電話 0968-86-5726

●「事故物件」（宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン）に該当する事項の有無について

〇本件については、所有者から「該当する事項ではない」との確認を得ています。